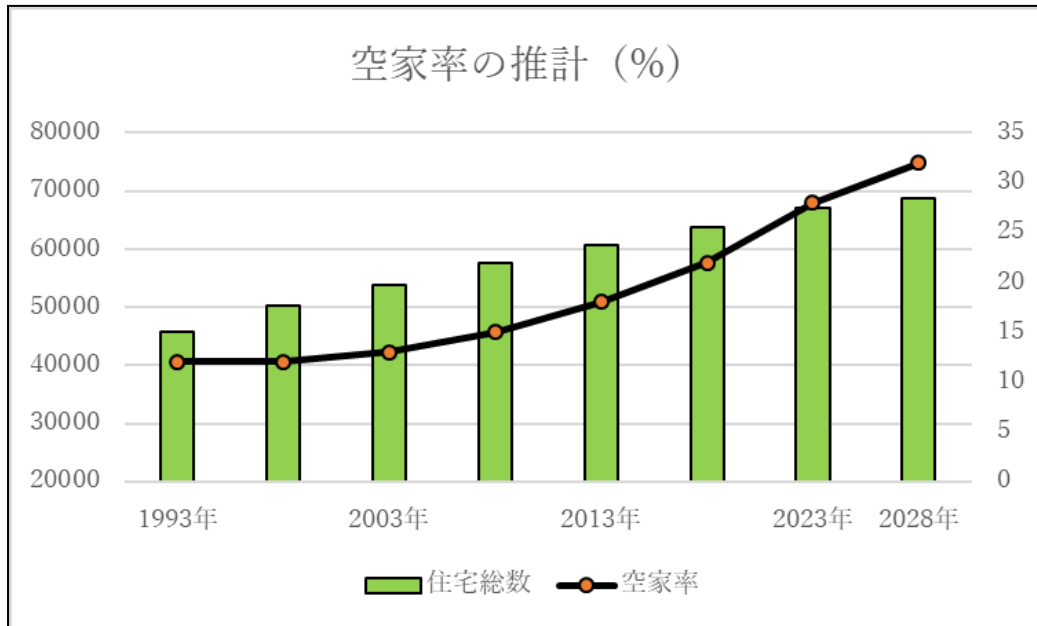


入管法改正と空家問題



(資料) 総務省統計局「平成 25 年度土地統計調査」及び「平成 30 年度土地統計調査速報」より作成。

(注 1) 右軸=空家率 (%)、左軸=戸数 (万戸)。(注 2) 2018 年度以降の空家率、2023 年度以降の住宅総数は推計値。

超少子高齢化による人口減や核家族化の進展、2015 年頃からの住宅建築の増加等から、現在だけでなく将来に向けた地域の空家問題はさらに深刻化している。加えて、1992 年からスタートした生産緑地制度が 2022 年で 30 年目を迎え、地方自治体の財政力や農業の後継者確保等要因はあるものの、賃貸等の住宅供給増につながる要因となり、現状のままではさらに将来の空家問題を深刻化させる可能性がある。空家の増加は、当然地域コミュニティのネットワークを分断し空洞化させるだけでなく、防犯や住環境の充実をも困難にする。こうした深刻な空家問題の活用に対して、国はまず民泊等のシェアリング推進政策を進めた。シェアリング推進とは、地域で余っている資産や空間等を掘り起こし活用する政策である。空家も余っている資産として外国人等観光客の宿泊に活用し、地域の活性化に結び付ける政策である。

加えて、空家活用へ関連する政策として、新たな在留資格を設定する入国管理法改正が実施されている。対象分野を存続等のために外国人材の受け入れが必要と認められる業種に絞り込み拡大する政策で、2017 年で 130 万人弱の外国人労働者を、国としてさらに 5 年間で 35 万人程度増加させる方向を示している。こうした外国人就労者の住居に関しては、新在留資格特定技能 1 号の外国人就労者支援等として、住宅確保や生活オリエンテーション等が求められており、地域によっては空家問題とリンクさせた政策設計も検討されている。就業者全体に占める外国人労働者の割合が高い東京都 (5.1%) をトップに、愛知県、群馬県、三重県、静岡県等では、すでに一定の外国人就労者を中心としたコミュニティが形成されている地域も多くみられる。一方で、地方自治体として地域全体との融合や教育環境の整備等の課題も多くなっており、個別自治体だけの対応にも限界が生じている。また、国が大都市部に外国人就労者が集中しないようにする措置の検討に加え、業種の拡大から現在比率の低い秋田県、青森県等も含め、農業、介護、建設等の分野での受け入れにより、程度の差はあっても日本全体の課題として受け止めることが求められている。単なる労働力ではなく、地域のコミュニティとして外国人の就労者の日常生活を受け止めていく体質を形成する必要がある。この体質形成において、外国人就労者の住宅問題はひとつのトリガーとして位置している。